

6 朝 農 振 第 4 7 7 号
令和 6 年 5 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	朝倉 (下古毛3、下古毛2、下古毛1、久重、三島、菱野1、菱野2、菱野3、山田4、山田3、山田2、山田1、恵蘇宿4、恵蘇宿3、恵蘇宿2、恵蘇宿1)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(古毛地区)

- ・筑後川からの逆流を防ぐために水門を閉めるが、そこに他地域の水が流れ込むことで浸水してしまうのでポンプアップが必要。
- ・10年前に県道のかさ上げをしたことで、道の方が高くなったことで農地が水に浸かるようになった。
- ・災害による土砂の流入で川底が上がっており、浚渫が必要。
- ・機械の補助事業が、1度受けると2回目が使えない。
- ・基本は普通作だが、米の値段が上がらず、後継者が不足しており、ファームでも広げたいという人はいない。今は退職者が戻ってきているが、10年後くらいには後継者がいなくなってくる。
- ・基盤整備しているところを大区画化して、水路の整備ができればいいが、水がこない水田がある。

(菱野地区)

- ・地区の大規模農家が畔きりなどを行って大区画化した面積で拡大を希望。
- ・地区内で水田と果樹が混ざっており、集約が難しい。
- ・米の価格が低いと、米のみを作っているとマイナス。機械が壊れると辞めるという人もいる。
- ・営農集団と法人で水田の活用を行っていく。
- ・H29年の災害で山の上の方が被災しており、復旧に5、6年かかる場合、年齢的に出来なくなる。現在も管理が出来ておらず荒れている。
- ・柿は手作業なので、機械化したら良いというわけにはいかない。
- ・山の上の方でやっている人は、平地の園地を借りるなどして条件のいいところでやっていこう整理したほうがいい。
- ・新規就農希望者がいる場合は、成園を貸すことができる。
- ・農業高校や農大などに体験・研修をしてもらうなど興味を持ってもらうことも大事。
- ・地権者が高齢になっているが、家族での話し合いが少ない。家族で話し合う必要がある。

(山田地区)

- ・水田をしている人は数名。小さい農地だけだと非効率。
- ・上の方の果樹園は手放してきており、伐採等もしている。
- ・米の価格が低いとやっていけない。
- ・地域で共同利用の機械を用意しても使い方でトラブルになることもある。
- ・営農集団を作業毎に細分化し、それぞれの作業で委託する仕組みが外国にあるので、参考にするのもいい。
- ・果樹は木が植わっているため簡単に集約はできない。
- ・鳥獣害の関係もあるため、果樹を捨てることは簡単ではない。
- ・後継者が少なく、機械が壊れたら辞めるという人も多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- (古毛地区)
・(農)下古毛ファームや営農集団を中心に普通作を栽培していく。
- (菱野地区)
＜水田＞
・地権者と協議して、水利ごとに作物の統一するなどして効率化を検討する。
・法人や営農集団に農地を集約していく。
- ＜果樹＞
・平地の農地を荒らさないために、今後も栽培する人に集約していく。
・新規就農者向けに成園を貸す体制を整備する。
- (山田地区)
・水田については、地権者の了解を得ながら大区画化を行っていく。
・山付きの園地については、出来る部分をしっかりと残していく。
・作業内容の細分化により、作業毎の委託の実施を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	439 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	392 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

- (1) 農用地の集積、集約化の方針
- (古毛地区)
・(農)下古毛ファームを中心に農地の利用を行う。
- (菱野地区、山田地区)
・認定農業者及び営農集団、今後の農地を担う人を掘り起こしていき、担い手として位置付け、農地利用を行う。
- (2) 農地中間管理機構の活用方針
- ・農地中間管理機構を活用して担い手の経営意向を踏まえ、地権者と協議を行いながら、段階的な集約を進める。
- (3) 基盤整備事業への取組方針
- (古毛地区)
・地権者も含め、整備が必要な土地については、畔きりを検討していく。
- (菱野地区)
特になし
- (山田地区)
・地権者を含めた区画整備についての協議を検討していく。
- (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
- (古毛地区)
・担い手の確保について継続して協議していく。
- (菱野地区)
・柿の成園を貸す体制を整備する。
- (山田地区)
・地区内で継続してやっていく農地や担い手へ継承してもいい機械等のリスト化を行い、担い手の確保を協議していく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 (古毛地区) ・(農)下古毛ファームを中心に刈り取りの作業委託を継続して行う。 (菱野地区) 特になし (山田地区) ・作業を細分化し、作業毎に委託できる組織などを検討していく。
--

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①(古毛地区)鳥獣被害があるが、電柵の設置で被害が違ってくるため、継続して対策する。

③(菱野地区)ドローンによる農薬散布や自動草刈り機等を活用したスマート農業の実施を継続する。